

葛城市公共空間の活用に係るトライアル・サウンディング募集要領

令和6年12月2日
(令和7年4月28日 更新)
総務部 庁舎機能再編推進室

1. 制度概要

トライアル・サウンディングとは、公共空間（公共施設・公園・道路等）の暫定利用を希望する皆様の提案を募集し、一定期間、実際に利用してもらう制度です。

暫定利用後、課題をフィードバックし、公共空間の今後の活用方針に活かしていくため、市は公共空間に対する市場性やニーズ、条例整備の必要性等を、また、暫定利用を希望する皆様は、使い勝手、採算性、アイデアに対するニーズ、立地条件等を確認できる社会実験の取組です。

2. 背景・目的

葛城市は、令和6年10月に市制20周年の節目を迎え、葛城市のことを、もっとたくさんの人に知っていただけるよう、また、元気で楽しい葛城市に、住んでよかったと思っていただけるよう、数多くの20周年記念イベントを実施してきました。

また、現在計画中の（仮称）當麻複合施設では、市民と共に地域の価値を創造する「地域共創のひろば」として、新たな居場所づくりや、周辺エリアを含めた賑わいづくりを目標に取り組みを進めています。

しかしながら、行政の限られたリソースだけでは、アイデアや継続性に限界があることや、既定の利用ルールの中で、求められるニーズが把握できないこと等、公共空間の可能性を活かしきれないことが課題となっています。

一方で、葛城市内でも、市のイベントへの協力のみならず、たくさんの方が集まり、交流するマルシェなど、自主的な活動により、素晴らしい活動が生まれ、その輪が急速に広がりを見せています。

こうした取り組みを特定のエリアに限定せず、市全体として活用を推進していくことが、市に求められるニーズを理解し、まちの賑わいや活性化につながるのではと考えています。

市では今後、公共空間の効果的な活用方法を探るために、「こんなイベントをやってみたいけど場所がない。」「公共空間を活かしてこんなことやってみたい。」といった思いを持つ皆様に、実際にチャレンジしていただき、使い方を確認し、各種事業やイベントのニーズ、採算性等を検証・把握していただきたいと思っています。

3. 期待される効果

本事業により、次のような効果が期待できます。

○ 利用者のメリット

- ・短期間での暫定利用のため、リスク負担が少なく参画できます。
- ・アイデアに対するニーズの有無、コンセプトがマッチしているかを確認できます。
- ・使い勝手、採算性の感触をつかむことができます。
- ・公共空間で普段できないことにチャレンジするきっかけとなります。

○ 葛城市のメリット

- ・暫定利用を通じた利用者の皆様との対話により、早い段階で市場性を確認できます。
 - ・利用者の皆様からの提案(イベント開催等)により、個性と魅力ある空間が生まれ、地域のエリア価値の向上が期待できます。
 - ・公共空間を活用して、収入を得る可能性が検証できます。
 - ・条例等、許認可条件整備の必要性や利用ルールの改善策が事前に確認できます。
 - ・今後の公民連携事業を盛り上げる機運の醸成が期待できます。
- ※トライアル・サウンディングへの参加実績は、後の市が行う公民連携事業に一切の影響を及ぼすものではありません。

4. 実施期間及び暫定利用について

(1) 実施期間

募集要領の公告及び提案募集開始	令和6年12月2日(月)
トライアルサウンディングの実施	令和6年12月2日(月)から 令和8年3月31日(火)まで

(2) 暫定利用期間及び時間

利用可能時間は、9:00~17:00までとします。

なお、暫定利用の実施期間については、原則1日~1か月程度とします。

※1 事業場所・内容により利用可能時間に制限を設けることがあります。

※2 市主催の事業により、利用できない場合があります。

5. 想定する暫定利用対象エリア

赤枠のエリア  が、暫定利用の対象エリアです。

なお、(仮称) 當麻複合施設周辺エリア及び葛城市役所 新庄庁舎(正面敷地)については、庁舎の閉庁日に限り、前面駐車場も併せて利用いただけます。

(1) (仮称) 當麻複合施設周辺エリア(旧當麻庁舎跡地等)



(周辺地域の概要)

- ① 當麻庁舎
- ② 當麻図書館
- ③ 當麻文化会館

(2) 葛城市役所 新庄庁舎(正面敷地)



- ④ 葛城市役所 新庄庁舎

(3) 葛城市中央公民館(敷地内)



(周辺地域の概要)

- ① 中央公民館
- ② 葛城市民体育館
- ③ 新庄文化会館
- ④ 新庄第二県民運動場

(4) その他、活用したい公共空間があれば、ご提案ください。

提案に応じて、活用の可能性を調査・検討します(必ずしも、活用を約束するものではありません)。

※周辺施設を駐車場として利用する場合は、個別の協議により決定するものとします。

6.利用条件

(1) 提案内容について

提案内容は、次のすべてに該当するものとします。

- ・確実に実施できる利用内容であること。
- ・本目的に資するイベント・事業内容で、地域の賑わいづくりなど市民にとって有益性の高いものであること。
- ・暫定利用にあたって、市の財政負担を求めものではないこと。
- ・交通渋滞・交通安全等への対策を考慮した事業計画になっていること。
- ・騒音やゴミのポイ捨て対策等近隣の住環境に配慮した事業計画になっていること。
- ・本市との事前協議及び事後ヒアリングに応じられるものであること。

なお、次に掲げるものは提案の対象外とします。

- ・政治的又は宗教的活動

- ・青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供活動等
- ・騒音や異臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される活動
- ・営利のみを目的とした利用

(2) 申請者の資格について

申請内容を主体的に実施できる能力を備えた法人、任意の団体、個人事業主で、次に該当する者（申請代表者が未成年の場合、保護者の同意を必要とします。）

- ・地方自治法施行令第167条の4のいずれにも該当しない者であること
- ・葛城市建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領及び葛城市物品購入等の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- ・葛城市暴力団排除条例（平成23年葛城市条例第15号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者でないこと。
- ・破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている事業者でないこと。
- ・納付すべき国税及び地方税の滞納がない者であること。

7.トライアル・サウンディング実施までの目安

1	(随時)	
	事前相談・現地調査 ※任意	<p>【事前相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出書類作成のために、事前相談を受け付けます。 ・事前相談を希望する場合は、あらかじめ事務局へ電話又はメール (choshakinou@city.katsuragi.lg.jp) より申し込み、日程調整を行ったうえで実施することとします。 <p>【現地調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調査にあたっては、各自で利用者への迷惑を及ぼさない範囲で行ってください。
2	(利用開始日の約6週間前までに)	
	利用申請 ※必須	<p>【提出方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メール (choshakinou@city.katsuragi.lg.jp) ・郵送（簡易書留のみ受付可能） ・持参（受付時間は、開庁日の9時から17時まで）

		<p>のいずれかで、提出ください。</p> <p>※提出先は、"10.申し込み・問い合わせ先"を参照ください。</p> <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トライアル・サウンディング利用申込書(様式1) ・誓約書(様式2) <p>【審査】</p> <p>提出資料受領後に、市で審査を行います。</p> <p>利用の可否については、申請から1~2週間でメールにて結果を通知します。</p>
3	(書類審査通過後速やかに)	
	<p>使用許可申請</p> <p>※必須(審査を通過した場合)</p>	<p>【提出書類】 ※様式は、市HPの募集ページに添付</p> <p>(庁舎の敷地を使用する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎使用許可願 <p>(行政財産を使用する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政財産使用許可申請書 <p>(普通財産を使用する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通財産貸付申請
	(事業内容の詳細が決まった時点から利用開始日の約1週間前までに)	
	<p>保健所への届け出等</p> <p>※飲食物を提供する場合</p>	<p>中和保健所 衛生課にて必要な届出等を行ってください。</p> <p>(詳しくは、中和保健所へお問合せください)</p>
	(事業内容の詳細が決まった時点から利用開始日の約2週間前までに)	
	<p>露店等の開設届出</p> <p>※火気器具を使用する場合</p>	<p>消防署へ露店等の開設届を提出し、受理済写しの交付を受けてください。</p> <p>※実施内容により、必要な届出が異なります。</p> <p>必要に応じて、事業内容の詳細が決まった時点で、葛城消防署(0745-69-7171)にお問い合わせください。</p>
4	(利用後速やかに)	
	<p>ヒアリング・実績報告</p> <p>※暫定利用者のみ必須</p>	<p>暫定利用終了後に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書(様式3)

※上記のほか、提案内容により必要になる届出、保険への加入、関係機関との調整等がある場合は、利用希望者側で漏れなく行ってください。

8.費用負担

原則、トライアル・サウンディングにあたり必要となる一切の費用は全て申請者の負担とします。
また、使用料等についても開始の予告なく有償化を検証する可能性があります。

9.留意事項

(1) 著作権の取扱い

提出書類の著作権は、利用希望者に帰属しますが、提出書類は返却しません。

(2) 無断使用の禁止

利用希望者の提出書類については、提案審査以外で利用希望者に無断で使用しません。

(3) 特許権等による責任負担

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った利用希望者が負うものとします。

(4) 法令等の遵守

提案にあたっては、事前に利用希望者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令不適合のリスクは暫定利用者に帰属することとします。

(5) 責任及びリスク分担の考え方

利用希望者が実施する事業については、利用希望者が責任を持って遂行してください。当該事業に伴い発生するリスクについては、原則として利用希望者が負うものとします。

(6) 事業中止となる場合

申請した利用内容に反する等、トライアル・サウンディングの目的から逸脱し、市から警告等が発せられても改善が見られない場合は、暫定利用を中止していただくことがあります。

10.申し込み・問い合わせ先

〒639-2195 奈良県葛城市柿本166番地

葛城市 総務部 庁舎機能再編推進室

電話番号：0745-44-8217

メールアドレス：choshakinou@city.katsuragi.lg.jp